

令和4事業年度 事業報告書

令和5年6月

指定海上防災機関

一般財団法人海上災害防止センター

令和4事業年度 事業報告 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

I. 法人の目的及び沿革

一般財団法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）は、海上災害の発生及び拡大の防止（以下「海上防災」という。）のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務、海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務等を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする法人である。

現在のセンターは、平成25年7月23日に設立され、平成25年9月6日に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）に基づき海上保安庁長官から指定海上防災機関の指定を受け、平成25年10月1日独立行政法人海上災害防止センターの解散に伴い、その資産及び権利義務の一切を承継し海上防災業務を開始したものである。

センターの出発点は、昭和51年10月海防法に基づく認可法人として設立された海上災害防止センターであり、その後、平成13年12月に「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定され、これに基づき平成14年12月には海防法が改正され、平成15年10月1日独立行政法人海上災害防止センターが発足するまでの27年間、認可法人として業務を行ってきた。さらに、平成19年12月に「独立行政法人整理合理化計画」が、平成22年12月に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」がそれぞれ閣議決定され、これに基づき平成24年9月に海防法の改正が行われた。その結果、平成25年9月までの10年間、独立行政法人として業務を行い、平成25年10月1日独立行政法人の解散に伴い、一般財団法人海上災害防止センターがその資産及び権利義務の一切を承継したものである。

その後、平成26年4月1日には、キソー化学工業株式会社から大気や水質等の分析に関する事業譲渡を受け同社事業所（神戸市）を引き継ぎ、センター西日本支所を新設した。これにより西日本における拠点を確保し、HNS等防除体制の充実強化を図るとともに今まで海上で培ったHNS等の防除に関するノウハウを活用して、陸上の危険物輸送事業者等を対象とする事業を開始した。また、平成28年7月には、大気や水質等の分析業務及び陸上業務など防災業務の拡大及び多様化に対応していくため常務理事1名を増員し、業務執行体制の強化を図った。さらに、平成29年4月1日には九州地方における事故対応体制を強化するため、九州支所（北九州市）を新設し、これにより本部、西日本支所及び九州支所の3拠点体制とした全国規模の事故対応体制を確立した。

センターは認可法人時代から46年に亘り、我が国における海上防災の中核機関として海上防災体制の一翼を担ってきたものであり、一般財団法人移行後は、陸上における危険物質の製造・貯蔵施設や車両による輸送中の事故に対応する総合的な防災機関として重要な役割を果たしているところである。

(沿革)

- 昭和51年10月1日 海上災害防止センター設立（海防法に基づく認可法人）
- 平成15年10月1日 独立行政法人海上災害防止センター設立
- 平成25年7月23日 一般財団法人海上災害防止協会設立
- 平成25年10月1日 独立行政法人海上災害防止センターは解散し、指定海上防災機関の指定を受けた一般財団法人海上災害防止協会が独立行政法人海上災害防止センターの業務等を承継し、名称を一般財団法人海上災害防止センターに変更
- 平成26年4月1日 一般財団法人海上災害防止センター西日本支所(キソー化学分析センター)を設置
- 平成29年4月1日 一般財団法人海上災害防止センター九州支所を設置

II. 法人の概要

1. 事業内容

センターは、海上災害の発生及び拡大の防止等を達成するため、次の事業を行う。

① 海上防災業務

ア 1・2号業務（防災措置の実施）

(ア) 海上保安庁長官の指示による排出油等の防除措置の実施及び当該措置に要した費用の徴収業務

(イ) 船舶所有者その他の者の委託による排出油等の防除措置、消防船による消火及び延焼の防止その他の海上防災措置の実施業務

イ 3号業務（防除資機材の保有等）

海上防災措置に必要な資機材、船舶等を保有し、これらを船舶所有者その他の者の利用に供する業務

ウ 4号業務（海上防災訓練）

海上防災措置に関する訓練の実施業務

エ 5号業務（調査研究）

(ア) 海上防災措置に必要な資機材及び海上防災措置に関する技術に係る調査及び研究の実施並びにその成果の普及業務

(イ) 海洋環境汚染物質を含む各種物質の測定及び分析業務

オ 6号業務（情報の収集等）

海上防災措置に関する情報の収集、整理及び提供業務

カ 7号業務（指導及び助言）

船舶所有者その他の者の委託による海上防災措置に関する指導及び助言業務

キ 8号業務（国際協力）

海外における海上防災措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務

ク 9号業務（その他）

(ア) 海上防災のための措置に必要な資材及び機材器具等の製造及び販売業務

(イ) 海上防災のための措置に関する図書等の刊行及び販売業務

(ウ) ア～キ及び(ア)(イ)の業務に附随する業務

② 海上防災業務以外の業務

湖沼、河川等において、①ア～クに掲げる業務に類似する業務

2. 主たる事務所等の所在地

本 部：横浜市西区みなとみらい4-4-5 横浜アイマークプレイス 6F

横須賀研修所：神奈川県横須賀市新港町13番地

西日本支所：神戸市灘区摩耶埠頭1 摩耶業務センタービル 5F

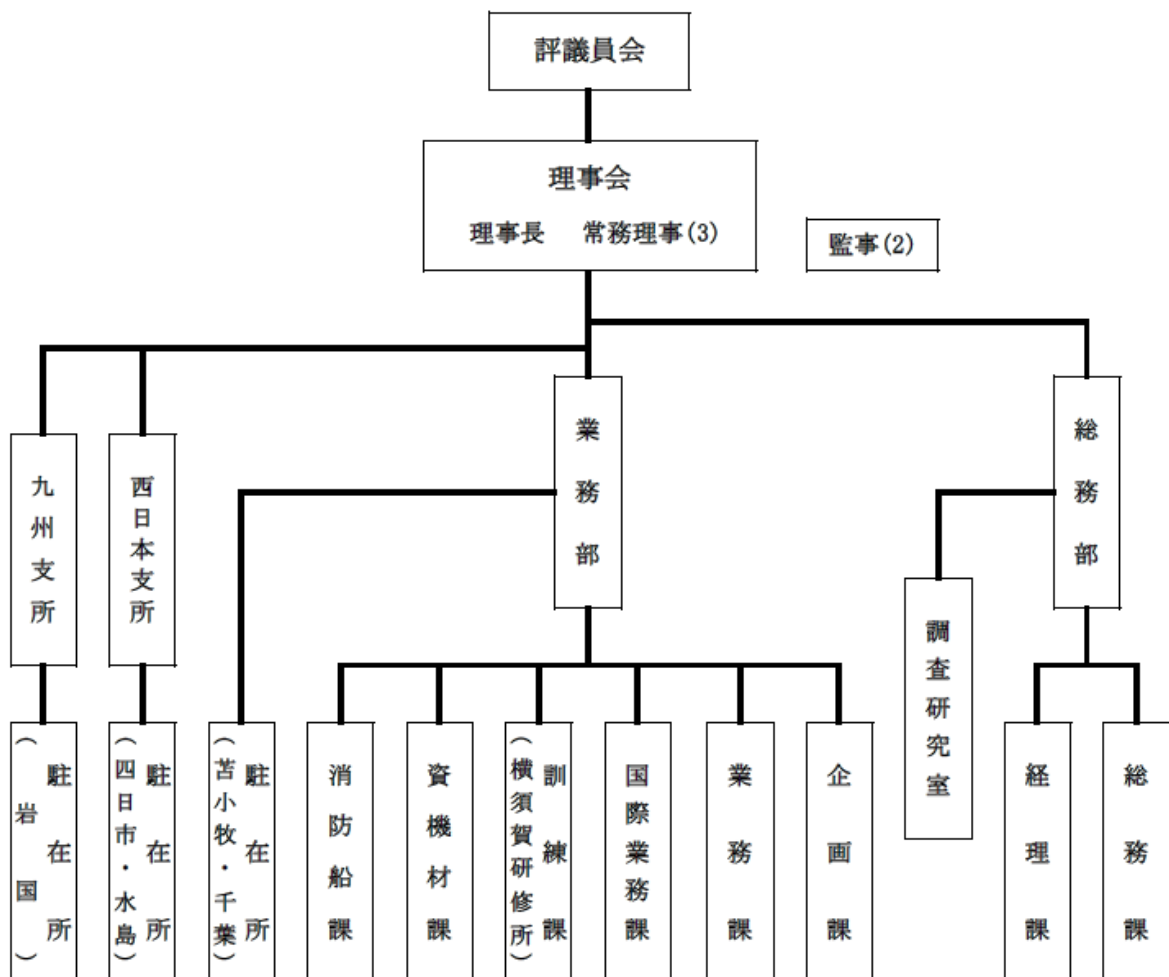
九州支所：北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル 11F

3. 役員の氏名、役職、任期及び経歴（令和5年3月31日現在）

役職	氏名	任期	経歴
理事長	伊藤 裕康	令和4年1月24日選任 (令和4年2月1日(就任)) から 令和5年6月※	海上保安庁海上保安監
常務理事	野中 治彦	令和3年6月18日選任 (令和3年7月1日(就任)) から 令和5年6月※	一般財団法人海技振興センター 常務理事・調査研究所長
	萩原 貴浩	令和3年6月18日選任 (令和3年7月1日(就任)) から 令和5年6月※	一般財団法人海上災害防止センター 経営戦略本部長
	田中 俊弘	令和3年6月18日選任 (令和3年7月1日(就任)) から 令和5年6月※	一般社団法人日本船主協会常務理事
監事	古川 尚登	令和3年6月18日選任 (令和3年7月1日(就任)) から 令和7年6月※	共立インシュアランス・ブローカーズ株式会社 執行役員・マリン営業部長
	西宇 好明	令和3年6月18日選任 (令和3年7月1日(就任)) から 令和7年6月※	(現在) 西宇公認会計士事務所所長

※6月招集の定時評議員会の終結の時まで

4. 組織図（令和5年3月31日現在）



5. 職員数（令和5年3月31日現在）

89名（嘱託職員等を含む。）

6. 評議員（令和5年3月31日現在）

氏名	現職	任期
秋本 茂雄	公益財団法人海上保安協会 理事長	令和3年6月18日選任～令和7年6月※
鈴木 章文	公益社団法人日本海難防止協会 理事長	令和3年7月1日選任～令和7年6月※
加藤 茂	一般財団法人日本水路協会 理事長	令和3年6月18日選任～令和7年6月※
君山 利男	君山法律事務所 弁護士	令和3年6月18日選任～令和7年6月※
大屋 隆司	公認会計士大屋隆司事務所 公認会計士	令和3年6月18日選任～令和7年6月※
石丸 隆	東京海洋大学 名誉教授	令和3年6月18日選任～令和7年6月※
湯浅 和昭	船舶・LNG関連の専門家 (元ロイト船級協会 ゼネラルマネージャー、ジャパン)	令和3年6月18日選任～令和7年6月※
森重 俊也	一般社団法人日本船主協会 理事長	令和3年6月18日選任～令和7年6月※

※6月招集の定時評議員会の終結の時まで

III. 業務に関する概況

令和4事業年度は、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策の徹底は継続していたものの、業務についてはかなり回復が見られた。コロナ禍における生活も3年目となり、ワクチン接種が進んだことで感染リスクも低下していることが感じられ、また、令和4年3月21日にまん延防止等重点措置が解除されて以降、政府による当該措置や緊急事態宣言が発令されなかったことから、社会経済活動はコロナ禍以前の状態に戻りつつあり、海外渡航も緩和されたことで、近年実施できていなかった海外での業務も通常どおり実施できるようになるなど、感染防止対策の徹底と業務の提供が並行して求められる1年となった。

このような状況の中、センターは令和4事業年度の事業計画に基づき、次のとおり事業を実施した。

(1) 海上防災業務

① 1・2号業務（防災措置の実施）

ア 排出油等防除措置

- (7) 海上保安庁長官の指示（1号業務） 0件
- (4) 船舶所有者その他の者からの委託（2号業務） 2件

イ 消防措置

- 船舶所有者その他の者からの委託（2号業務） 0件

② 3号業務（防除資機材の保有等）

ア 防除資機材等の保有等

- (7) 防除資機材要員備付基地（44基地）において、24時間365日即応する緊急措置体制を継続・維持した。
- (4) 船舶所有者からの要請に応じ、特定油防除資材備付証明書、油回収装置等配備証明書、HNS資機材要員配備証明書を発行した。発行件数は、次のとおり。

	実績	計画
特定油防除資材備付証明書	856件	802件
油回収装置等配備証明書	646件	615件
HNS資機材要員配備証明書	2,102件	2,137件

- (7) 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）からの委託を受けて、国家石油備蓄基地における特定油防除資材の維持管理業務を実施した。

7基地*

*むつ小川原、久慈、秋田、福井、白島、上五島、串木野

イ 海上災害セーフティサービス（MDS S）

- (7) 石油・石化企業等の委託を受けて、HNS等の排出事故に備えるMDS Sを提供した。
令和5年3月31日現在 MDS S契約事業所数は、次のとおり。

合計契約数	計画
245事業所	245事業所

※令和4年度は、7事業所の新規契約があり、5事業所が契約解除となった。

(イ) このサービスの一環として、MDS S契約事業者を対象に次の教育訓練等を実施した。

OMD S Sフィールド訓練等

23 地区

※新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の訓練自粛による中止 2地区

ウ 消防船による火災警戒

東京湾において消防船2隻（おおたき及びきよたき）により、船舶所有者その他の者からの委託を受けてタンカー等の航行中、停泊中及び荷役中の火災警戒を実施した。警戒隻数は、次のとおり。

実績	計画
1,628隻	1,866隻

エ その他（スタンバイサービスの提供）

ア～ウのほか、船舶所有者その他の者からの委託を受けて、次のサービスを提供した。

(7) 石油・石化企業等からの委託を受けて、石炭法に基づき自衛防災組織が備え付けなければならない油回収装置及び補助船について、センターが保有する油回収装置等を提供するなど、周辺海域への油の排出事故に備えるためのサービスを提供した。

2 件

(4) 石油・天然ガス開発会社からの委託を受けて、海上鉱区における石油・天然ガスの資源探査のための試掘事業である「山陰沖プロジェクト」の実施に伴う油の排出事故に備えるためのサービスを提供した。

1 件

(9) 国内又は国外の船舶所有者その他の者からの委託を受けて、日本周辺海域を航行する同社の貨物船等による燃料油又はLNG等の排出事故に備えるためのサービスを提供した。

4 件

(5) STS (ship to ship) 作業管理会社からの委託を受けて、領海外でのSTS作業中における油の排出事故に備えるためのサービスを提供した。

2 件

(4) アジア地域諸国の油防除会社が展開する自国内におけるHNS事故対応を支援するための業務提携（コンサルタント契約）を継続した。

1 件

(6) 企業等からの委託を受けて、防除資機材の備蓄等に関し、大規模油濁災害に備えた防除資機材基地の総合的に運用するためのサービスを提供した。

1 件

③4号業務（海上防災訓練）

ア 横須賀研修所における訓練の提供

(7) STCW条約に基づく船員法等の規定により、生存訓練及び消防訓練を受けることが必要な一般船舶の乗組員に対する生存技術並びに防火及び消火に係る基本訓練、タンカー（油、

ガス、ケミカル)に乗組む船舶職員に対する消火実習を主体とした上級訓練、その他カーフェリー、旅客船、警戒業務用船等の乗組員、石油コンビナート企業の従業員等に対する消防、排出油等防除訓練、公設消防士を対象とした区画火災態様訓練(CFBT)など、防災に関する座学及び実習を実施した。開催実績は、次のとおり。

実績	計画
76コース(1,424人)	86コース(1,713人)

※新型コロナウイルス感染症に伴う企業等の受講自粛による訓練コースの中止 2コース(38人)

(イ) 石油・石化企業やその他各種団体等からの委託を受けて、危険物火災及び排出油等の防除などに関する教育訓練を実施した。開催実績は、次のとおり。

実績	計画
34回(573人)	33回(658人)

(ロ) 独立行政法人国際協力機構(JICA)横浜センターによる事業として、横須賀研修所においてマレーシア、インドネシア、ジャマイカその他10ヶ国の海上保安実務者に対し、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練内容等で構成する外国人研修(JICA課題別研修「救難・環境防災」における油防除専門訓練コース)を実施した。

17人(13ヶ国)

イ その他(企業等に対する訓練の提供)

(7) 契約防災措置実施者に対する危険物火災及び排出油等の防除などに関する教育訓練を実施した。

32基地

※新型コロナウイルス感染症に伴う企業等の訓練自粛による中止 2基地

(イ) 石油・石化企業等からの委託を受けて、当該企業等において危険物火災及び排出油等の防除等に関する教育訓練を実施した。

13回

(ロ) 米軍基地の占有区域内の水路、池及び港湾における油流出事故への準備及び対応を目的としたオイルフェンス展張訓練を実施した。

4基地

(エ) 中東地域産油国の国営石油会社に対する油濁防除能力強化に向けた共同事業に参画し、フィールド訓練及び図上演習を実施した。

1件

(オ) JOGMECからの委託を受けて、国家石油備蓄基地*における油の排出事故等への対応計画に応じた組織演習及びフィールド訓練を実施した。

3基地*

* 苫小牧東部、むつ小川原、上五島

④5号業務(調査研究)

ア 受託事業として次の調査研究を実施した。

- (7) LNG基地における係留STSに係る海上防災対策に関する調査研究(2件)
- (イ) 自動車運搬船における船艙内車両火災への対応に関するマニュアルの作成(2件)
- (ロ) 中東地域産油国の国営石油会社における海域環境保全強化に向けた共同事業に参画し、潮流調査の実施及び図上演習に伴う環境脆弱性指標地図(ESIマップ)の活用を支援

- (エ) 低硫黄C重油（規制適合油）のエマルジョン化特性に関する調査
- (オ) 自治体消防局消防艇の更新に伴う必要な装備等に関する基礎調査

イ 成果の普及・啓発

これまでに実施した日本財団助成事業に係る調査研究の成果概要をセンターのホームページ上に公開するとともに、日本財団ホームページで公開しているセンターの調査研究成果一覧にリンクを張り、成果の普及・啓発を図った。

ウ その他（分析業務等の実施）

- (フ) 各種企業や船舶所有者等からの委託を受けて、排水の水質分析、土壌・底質分析、大気分析、作業環境分析その他船舶の飲料水検査等の業務を行った。受託件数は、次のとおり。

実績	計画
1, 102件	1, 391件

- (イ) 船舶所有者その他の者からの委託を受けて、火薬類等の荷役作業中における漏洩、出火等の事故に備えるための荷役立会サービスを提供した。立会件数は、次のとおり。

実績	計画
50件	14件

⑤6号業務（情報の収集等）

海上防災措置に関する情報の収集、船舶所有者等への情報提供について、当該業務単独の実施はなかった。

⑥7号業務（指導及び助言）

船舶所有者等からの委託による海上防災措置に関する指導助言について、当該業務単独の実施はなかった。

⑦8号業務（国際協力）

ア JICAによる「モーリシャス国流出油対応に係る体制能力強化プロジェクト(第1期)」を受け、令和4年10月25日から12月8日までの間（45日間）、職員等2名を現地に派遣して詳細計画策定調査を実施し、第2期で実施予定の潮流調査等を実施する3海域の決定、本邦訓練の受講候補者の選出、現地訓練実施場所及び使用資機材の選定等を行った。

イ 東アジア地域等における大規模な油流出事故が発生した場合に備えた国際協力関係の充実強化を目的とした第12回RITAG Meeting*（海洋汚染事故対応に関する地域間技術諮問会合）が、令和4年11月8日及び9日の2日間ベトナムで開催され、今回は引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、現地での参加又はMS.TeamsによるWeb会議システムでの参加が可能となるハイブリッド会議となり、Web会議システムにより職員等4名が参加した。

*Regional Industry Technical Advisory Group Meeting の略

*油防除能力の向上を目的として、東アジア及び東南アジア地域の油防除組織が年に1度一堂に会して、油流出事故への対策状況や技術開発などについて情報を共有するため、2010年に設立された。

*正規メンバー：COES(中国)、KOEM(韓国)、IESG(タイ)、MDPC(日本)、OSCT(インドネシア)、OSRL(シンガポール)、PIMMAG(マレーシア)、PVD Offshore(ベトナム)

(2) 海上防災業務以外の業務

海上防災業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼさない範囲内で、湖沼、河川等において、次に掲げる業務を実施した。

①防災措置の実施

危険物取扱事業者（荷主、輸入業者など）等からの委託 3 件

②事故対応サービス等の提供

ア 危険物質事故対応サービス

荷主・輸送会社・道路管理者等からの委託を受けて、タンクローリー等により陸上輸送している危険物質の漏洩、噴出、出火等の事故に備えるための危険物質事故対応サービス（HAZMATers）を提供した。

令和5年3月31日現在 HAZMATers 契約企業数は、次のとおり。

契約企業数	計画
33社	33社

※令和4年度は、1社の新規契約があり、契約解除はなかった。

イ 危険物質事故セーフティサービス

危険物質の輸入業者・倉庫業者等からの委託を受けて、コンテナヤードや倉庫等において一時保管している危険物質の漏洩・噴出・出火等の事故に備えるための危険物質事故セーフティサービス（HMS S）を提供した。

令和5年3月31日現在 HMS S 契約企業数は、次のとおり。

契約企業数	計画
22社	21社

※令和4年度は、1社の新規契約があり、契約解除はなかった。

ウ 陸上油等災害セーフティサービス

内陸部で油等の製造・加工等を行っている事業者からの委託を受けて、当該油等の製造・加工等を行っている陸上施設からの漏洩・噴出・出火等の事故に備えるための陸上油等災害セーフティサービス（LDSS）を提供した。

令和5年3月31日現在 LDSS 契約企業数は、次のとおり。

契約企業数	計画
6社	7社

※令和4年度は、新規契約及び契約解除はなかった。

(3) その他

ア 日本財団と連携して海洋プラスチックごみ対策に取り組む、瀬戸内4県（岡山県・広島県・香川県、愛媛県）で組織される瀬戸内オーシャンズX 推進協議会の依頼を受け、人の立ち入りが難しい海岸や離島海岸に散乱するフロートやブイなど大型の漁業系ごみを効率的に一掃

するため、減容装置や上陸用舟艇などを用いた実証事業（宇和島市蔭淵、広島県大竹市阿多田島）に参画した。

イ 令和4年11月7日及び8日、台湾行政院環境保護署毒物・化学物質局の専門家をはじめ、大学の専門家（各地区の専門家技術チームメンバー）のほか、平成30年7月に『化学物質による汚染事故の準備及び対応に係る相互協力に関する覚書』を締結した工業技術研究院（ITRI）の関係者を含め9名が本部事務所等を訪問し、事故対応に関する事例紹介等及び意見交換、資機材基地において基地及び資機材取扱訓練の見学を行った。

ウ 脱炭素社会に向けた新燃料への対応や円安・物価上昇への対応など、昨今の社会情勢の変化に的確に対応していくため、センターの組織力の強化を図るとともに柔軟な業務処理体制の構築が極めて重要であることから、センターの組織を見直し、排出油等の防除措置及び消防措置の実施並びに特定油防除資機材の備付及びHNS等資機材要員の配備等を所掌する「業務部」と横須賀研修所における海上防災訓練等を所掌する「防災訓練所」を統合して、令和5年1月1日に海上防災業務等を一体的に所掌する新たな「業務部」を設置した。

IV. 内部統制

センターでは、全役職員が法令、定款及び規則等に従い職務を適切に執行し、法令遵守及び効率的・効果的な業務運営に努めている。

毎年度6月及び2月に定時理事会を開催するほか、必要に応じ臨時理事会を開催して業務執行の決定を行うとともに、理事の職務執行を監督している。また、理事及び理事長が指名した職員（部所長等）で構成する理事懇談会を原則毎週月曜日に開催し、理事会で決議した事項を実施するために必要な事項、業務運営の実施に関する重要な事項等について協議するとともに、各部所の業務実施状況の報告等を行っている。

さらに業務全般については、法令、定款及び内部規則の遵守、職務執行の手続き、リスクマネジメント等を常に監視するとともに、内部統制の確実な実施を図るため内部統制委員会を設置し、内部統制の整備及び運用状況を確認するため、理事長の諮問に応じ内部統制委員会を開催するとともに、監事による実地監査を実施している。

①内部統制委員会について

センターでは、ガバナンスの確立及びコンプライアンスの確保を図るため、「内部統制に関する基本方針」を定めるとともに、同方針に基づき内部統制委員会を設置しているところである。

これまでの内部統制委員会における各種点検の結果、ガバナンスは確立され、コンプライアンスも確保されていることから、引き続き全役職員が法令、定款及び規則等に従い職務を適切に執行するとともに効率的な業務運営を図りながら、必要に応じて内部統制委員会を開催することとしており、令和4年度においては、内部統制委員会を開催する事項はなかった。

②監事による固定資産物品の実地監査の実施

令和4年度においては、センター固定資産物品の保管管理状況及び帳簿記載残高との照合に併せ、管理委託された固定資産物品等の保管管理状況を確認するため、実地監査の対象として委託基地（苫小牧）及びセンター苫小牧基地を選定し、令和5年3月3日に監事及び経理課職員による実地監査を実施した結果、適正であることが確認された。

苫小牧駐在所において、委託基地（苫小牧）及びセンター苫小牧基地の資機材の配置、数量が記載された図面が整備され、資機材の配置及び数量が一目でわかるよう工夫されており、事故対応時における迅速な搬出及び安全で的確な点検等が実施できる仕組みが整っている。また、委託基地（苫小牧）については、クラウド型防犯カメラが設置されており、24時間365日録画のほか動体検知機能も付加されており、外部侵入者対策にも効果があると思料される。

センターでは平成29年10月に業務部資機材課を発足させ、資機材管理の一元化に取り組んだ結果、資機材の保管管理についても改善が図られており、委託された固定資産物品等の保管管理にもその取り組みが活かされていることが評価された。引き続き、固定資産物品等の適切な保管管理について取り組んでいく。

V. 貸借対照表、損益計算書の主要な財務データの経年比較

(1) 法人単位

主要な財務データの経年比較（法人単位）

（単位：千円）

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
資産	6,126,884	6,216,325	6,268,883	6,316,251	6,571,634
負債	1,099,462	1,075,848	1,194,707	1,122,167	1,192,730
剰余金	5,024,422	5,141,302	5,061,895	5,183,745	5,371,723
売上	1,735,077	1,840,846	1,700,544	2,148,343	2,190,623
当期純利益 (又は△当期純利益)	94,055	116,880	△ 79,407	121,850	187,978

金額は、千円未満を四捨五入している関係で合計と一致しない場合がある。

(2) 勘定別

資産合計の経年比較（勘定別）

（単位：千円）

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
防災基金勘定	66,547	66,548	66,550	66,764	66,822
1・2号業務勘定	1	3	5,795	1,775	30
業務勘定	2,778,800	2,903,573	3,056,736	5,333,312	5,587,817
消防船業務勘定	975,935	933,421	938,927	945,124	945,094
訓練業務勘定	2,323,919	2,339,378	2,224,686	—	—
調整	△ 18,318	△ 26,598	△ 23,811	△ 30,724	△ 28,129
合計	6,126,884	6,216,325	6,268,883	6,316,251	6,571,634

(注1) 金額は、千円未満を四捨五入している関係で合計と一致しない場合がある。

(注2) 調整は内部取引によるものである。

(注3) 新型コロナウイルス感染症に伴う経営への影響等に対応するため、経営資源を柔軟に活用し、業務が継続的に実施できるよう令和3年度から業務勘定と訓練業務勘定を統合した。

当期純利益（△損失）の経年比較（勘定別）

（単位：千円）

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
防災基金勘定	17	1	2	214	59
1・2号業務勘定	△ 16	0	213	△ 156	△ 30
業務勘定	67,916	141,736	47,364	86,054	208,213
消防船業務勘定	15,803	△ 19,707	△ 14,842	35,737	△ 20,264
訓練業務勘定	10,335	△ 5,151	△ 112,143	—	—
合計	94,055	116,879	△ 79,405	121,848	187,978

（注1）金額は、千円未満を四捨五入している関係で合計と一致しない場合がある。

（注2）新型コロナウイルス感染症に伴う経営への影響等に対応するため、経営資源を柔軟に活用し、業務が継続的に実施できるよう令和3年度から業務勘定と訓練業務勘定を統合した。

VI. 収益と費用の主な内容

ア 業務勘定

船舶海難等に伴う油等の排出、船舶火災等の海上災害が発生した場合、海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等からの委託により海上防災措置業務を実施している。

また、船舶所有者からの要請に応じ「特定油防除資材備付証明書」、「油回収装置等配備証明書」及び「HNS資機材要員配備証明書」を発行するとともに特定海域における緊急措置サービス（船長や船舶所有者からの出動要請があれば24時間365日即応するサービス）を提供した。

さらに、沿岸部の石油・石化企業等に対し、資機材・要員の配備による即応体制の提供、地区緊急時計画の作成、防災関連情報の提供等を行う海上災害セーフティサービス（MDS S）等を提供するとともに、危険物火災及び排出油等の防除などに関する教育訓練や組織演習等を提供した。

この他調査研究業務として、「LNG基地における係留STSに係る海上防災対策に関する調査研究」、「自動車運搬船における船艙内車両火災への対応に関するマニュアルの作成」などを実施するとともに、排水の水質分析、土壌・底質分析、大気分析、作業環境分析のほか、船舶からの火薬類の荷役作業中における漏洩等の事故に備えるための荷役立会サービスを提供した。

陸上業務としては、危険物取扱事業者（荷主、輸入業社など）等からの委託により防災措置業務を実施しているほか、荷主・輸送会社・道路管理者等からの委託を受けて陸上輸送している危険物質の漏洩等の事故に備えるための危険物質事故対応サービス（HAZMAT e r s）等の提供をした。

収益は、船舶所有者等からの委託による流出油防除措置等による防災負担金収入が2,752千円、陸上事故対応による防災負担金収入が9,069千円、HNS業務収入が346,112千円、特定油業務収入が231,962千円、MDS S業務収入が166,849千円、陸上業務収入が合計157,076千円、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による「国家石油備蓄基地にお

ける海上災害対応能力維持及び強化に関する業務」等の受託業務収入（国内）が526,632千円、外国企業等からの業務委託による受託業務収入（国際）が89,690千円、物品の販売等による指導助言等業務収入が12,269千円となっている。

なお、受託業務に関し令和4事業年度は、新型コロナウイルス感染症の影響は継続していたものの自粛されていた訓練などが再開されるとともに新規での受託もあり、国内については25,478千円の収入の増加が見られ、また、国外についても42,700千円の増加が見られた。

横須賀研修所では、STCW条約に基づく船員法等の規定により、タンカー（油・ガス・ケミカル）の船舶職員に対し、上級職員として乗組む際に必要となる「甲種危険物等取扱責任者講習」にあたる「標準コース」や「消防実習コース」等を開講し、油・液化ガス・液体化学薬品火災に対応する消火実習を主体とした訓練を実施するとともに、船舶に乗組む全ての船員に必要な基本訓練の「生存コース」や「消火コース」を開講し、生存技術や防火及び消火に係る基本訓練を実施した。また、石油コンビナート、電力、ガス会社や地方公共団体の防災関係者に対し、石油、ガス、有害物質対応の災害対応訓練を実施した。

収益は、訓練の受講料である受講者負担金収入が268,156千円、訓練の受講生が宿泊する場合の宿泊施設の利用料である施設利用料収入が9,035千円となっている。

なお、横須賀研修所の訓練業務に関し令和4事業年度は、新型コロナウイルス感染症の影響は継続していたものの受講者数は順調に回復しつつあり、また、自粛されていた訓練などが再開されたことから、令和3事業年度と比較して71,708千円の増加が見られた。

以上の業務を実施した結果、業務勘定における事業に要した費用は、売上原価1,382,614千円、販売費及び一般管理費217,764千円となっている。

イ 消防船業務勘定

当センター所有の消防船2隻により、東京湾に出入りする原油タンカー等の危険物積載船の航行中・荷役中における警戒等の業務の実施や、海上火災発生時に確実に消火活動が遂行できるよう、消防船2隻の修繕を計画的に行い、機能維持を図っている。

収益は、警戒料金である民間分担金収入が370,993千円となっている。また、これら事業に要した費用は、売上原価386,415千円、販売費及び一般管理費34,619千円となっている。